

II 日本の教育行財政

- 1 教育法規の体系
- 2 教育基本法
- 3 教育行政をめぐる改革動向 (1)
- 4 教育行政をめぐる改革動向 (2)
- 5 教育委員会
- 6 文部科学省
- 7 文部科学省の指導行政
- 8 教育財政と負担構造
- 9 法律に定める学校
- 10 学校の設置・管理
- 11 学校施設・設備の
基準と学級規模等の基準
- 12 就学と不登校
- 13 学校の自己評価、第三者評価
- 14 教育情報の公開・開示
- 15 学校評議員制度
- 16 教科書・補助教材
- 17 児童・生徒の懲戒
- 18 特別支援教育制度
- 19 認定就学者制度
- 20 へき地教育
- 21 中学校夜間学級 (夜間中学)
- 22 中学校卒業程度認定試験 (中検)

教育法規の体系

■成文法

- 国家法令
憲法・法律・政令・省令
- 自治法令
条例・規則(教育委員会規則・学校管理規則)

■不成文法

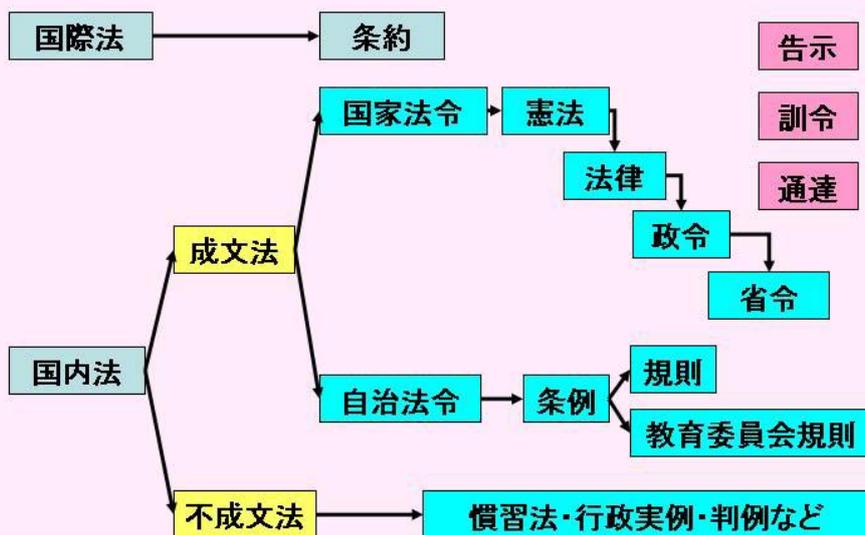
- 慣習法・判例法・行政実例法・条理法

日本の法令は成文法と不成文法とから成り、成文法は憲法を最高法規とし、国会、内閣及び国の省庁等が定める国家法令と、各自治体及びその機関が定める自治法令とから成る。不成文法には、慣習法、判例法、行政実例法、条理法などがある。不成文法のうち、日本では特に行政実例法、すなわち責任行政機関による法令の規定に対する解釈(通知や回答)が法令運用の際に解釈規準として実質的な意味を持つことが多い。

(II-1)

1

教育法規の体系



ここでは、成文法の中の国家法令の系統について簡略に説明する。国の最高法規は日本国憲法である。国会で審議されて成立する法律を具体的に運用するために内閣の閣議で決定されるのが政令であり、各省庁の国務大臣が発する命令が省令である。学校教育法を例に挙げれば、学校教育法施行令が政令、学校教育法施行規則が省令である。省令には、その他に設置基準や教科書検定基準などの基準が含まれる。図の右端に並ぶ通達、告示、訓令はそれぞれ国務大臣が発するが、省令との違いは省令が法的拘束力を有するのに対して、通達等はそれ自体としては法的拘束力を持たず、従ってこれに反しても法的に罰則や制裁を科されるものではない。しかし、告示である学習指導要領は、学校教育法施行規則により教育課程については学習指導要領によるものとすると規定され、要領に従わない教育課程の実施は施行規則違反として罰せられる場合がある。

(II-2)

2

教育法規の体系

基本関係	憲法・教育基本法
学校教育関係	①学校教育法 ②大学運営法 ③教科書発行法 ④教科書無償措置法 ⑤公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 ⑥義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
教育奨励関係	①就学奨励法 ②盲学校等就学奨励法 ③理科教育振興法 ④僻地教育振興法 ⑤高等学校の定時制及び通信教育振興法 ⑥日本育英会法

(Ⅱ-3)

教育関連法令一覧

3

別措置法、国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、教職員免許法

●教育行財政関係：地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地方自治法、文部科学省設置法、地方財政法、地方交付税法、義務教育費国庫負担法、義務教育諸学校施設費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法、公立養護学校整備特別措置法

日本の様々な教育法規は、教育基本法の第11条に基づいて、教育基本法の実施に際して必要な法規として定められたものである。従って、教育基本法と他の教育関連法は、法律としては形式上同格の性格を持つが、その特殊な性格から教育基本法は準憲法的な法律であるとされている。

スライドで紹介した以外の教育関連法令は、以下の通り。

●私立学校関係：私立学校法、私立学校振興助成法、日本私学振興財団法

●社会教育関係：社会教育法、図書館法、博物館法、青年学級振興法、スポーツ振興法、文化財保護法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

●教育職員関係：教育公務員特例法、地方公務員法、市町村立学校職員給与負担法、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特

教育法規の体系



2005年度版教育法令集より

教育関係の法令集は、様々な出版社が毎年改訂版を発行しており、近年の相次ぐ法令の改正に教育現場が対応していくために寄与している。教育機関には、著作権法など近年は直接教育に関わる法規でなくとも知らないでは済まされない法令も多岐に渡って存在するため、年々その厚さが増しているというのが実状である。規制緩和政策が逆に法令を増やしているとの指摘もある。

(Ⅱ-4)

4

教育基本法

- 第1条 教育の目的
- 第2条 教育の方針
- 第3条 教育の機会均等
- 第4条 義務教育
- 第5条 男女共学
- 第6条 学校教育
- 第7条 社会教育
- 第8条 政治教育
- 第9条 宗教教育
- 第10条 教育行政
- 第11条 補則

(II-5)

5

第1条 教育の目的=教育の目的として、教育の私的側面と公共的側面が含まれている。特に、「人格の完成」が筆頭にあげられており、戦前の国家主義的な教育のあり方への反省がそこには含意されている。

第2条 教育の目標=「あらゆる機会」「あらゆる場所」において教育の目的が達成されるようにすることが規定されている。

第3条 教育の機会均等=経済的理由や出自、性別などによって教育を受ける機会が制限されてはならないことが規定される。「能力に応ずる教育」の意味は、能力によって差別されることを認めるという意味ではなく、「ニーズに応じた教育」との解釈されるようになっている。

第4条 義務教育=保護者に9年間の教育義務が課される。学校教育法によりこの教育義務は就学させることによって遂

行されるものとされている。

第5条 男女共学=男女共学は認められなければならない。

第6条 学校教育=教育が公共的性格を持つことから、学校の設置者は国・地方公共団体及び法で定める法人のみがこれを設置することができる。これらの学校の教員は「全体の奉仕者」であることが規定されている。

第7条 社会教育=社会教育は国及び地方公共団体によって奨励されなければならないことが規定されている。

第8条 政治教育=良識ある公民たるに必要な政治教育は尊重されなければならないが、法律に定める学校は、特定の政党を支持したり、これに反対する政治的教育や政治的活動をしてはならない。

第9条 宗教教育=宗教に対する寛容の態度、宗教の社会生活における地位は尊重されなければならないが、私立学校以外では特定の宗教のための教育や宗教的活動をしてはならない。

第10条 教育行政=教育は、不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきことが規定され、教育行政は教育の目的を遂行するに必要な条件整備を目標として行われなければならない。

教育基本法

■基本原理と課題

- ①教育目的規定の意義
- ②教育の機会均等と教育上の差別禁止
→「能力に応じて」の解釈
- ③義務教育
→普通教育を受けさせる国民の義務と
国・地方の条件整備義務
- ④学校教育の公共性
- ⑤生涯学習と社会教育
- ⑥教育の中立性(政治的・宗教的)
- ⑦教育条件の整備確立をめざす教育行政

(II-6)

6

①日本の教育基本法には、目的規定があること。それが第2次大戦前の超国家主義的教育を払拭することを企図して設けられたこと。

②教育を受けるに当たって経済的な障壁をなくすことが教基法体制の当面の課題であったこと。「能力に応じて」の解釈が一義的ではないこと。

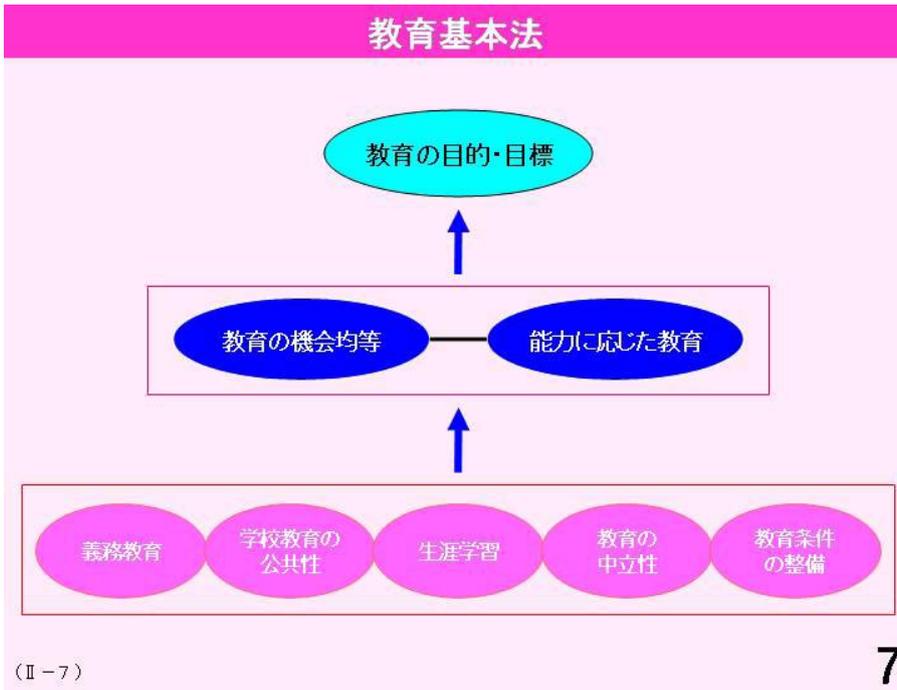
③義務教育は法律に定められた学校に就学させることを意味するのか、より広く解釈されるべきかの議論があること。

④公共性をめぐって議論があること。

⑤生涯学習の理念が既に含まれていること。社会教育との関係。

⑥教育の政治的・宗教的中立性への強い要請から、教員の間政治・宗教への忌避意識があること。

⑦教育の条件整備について、どこまで国が関与できるかをめぐって議論があったこと。



教育の目的・目標を達成するための基本的な理念は、教育の機会均等と能力に応じた教育の実現である。それを具体化するために、義務教育の整備、学校教育の公共性の確立、生涯学習体系の整備、教育の政治的中立性（私立学校以外では宗教的中立性を含む）の確保、人材・施設設備・教育内容等の教育条件の整備確立が要件となる。

教育基本法

■教育の条件整備と内的外的事項論

■家永教科書裁判の論点

- 杉本判決と国民の教育権論
- 高津判決と国家の教育権論

■学力テスト最高裁判決(1976)のポイント

- 学習をする権利
- 親の教育の自由
- 教師の教授の自由
- 国の教育内容決定権の承認

(II-8) 8

教育権をめぐる論争

教科書裁判、学テ裁判など日本の戦後教育行政の在り方に大きな影響を持ち、教育における国の関与をめぐる論争が展開されてきたこと象徴的な事件として2つの裁判がある。特に、学習権解釈、教育権の所在に関する2つの解釈に対する判断などが争点であった。

教育における国の関与がどこまで許されるのかをめぐる議論は、国民レベルで教育行政の在り方が議論されたという意味で、戦後の日本国民に教育問題への関心を高めさせた一つの要因であったことは確かである。しかし、一方で、例えば教育行政への父母・地域住民による代表参加の仕組みや学校の自律性を育てることなど、教育行政の仕組みを変えていく取り組みが遅れたことも否めない。近年は従来対立的であった国（文科省）と教

員（日教組）との協調路線が取られるようになり、一気に教育行政改革が進展しているが、他方で有力な批判勢力が見えにくくなっていることも懸念されている。

教育行政をめぐる改革動向(1)

- 1948年 教育委員会法
- 1954年 教育二法
 - ・教育公務員特例法の一部改正
(教員の政治的活動について、それを国家公務員と同じにするというもの)
 - ・義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(中立確保法)
- 1956年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 1971年 四六答申：
 - 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)(第22回答申)」
- 1987年 臨時教育審議会最終答申
- 1999年 地方分権一括法

(Ⅱ-9)

9

60年代までは、主に教育行政をめぐる戦後改革の変容、70年代以降は中央集権から地方分権へという動向が見られた。教育委員会法によって民主化の原理に基づいて再出発した日本の教育行政であったが、教育の政治的中立を図ることが政策課題であった50年代の半ばに教育委員会法は大幅に改正されて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の成立を見た。ここで、教育行政の中央集権化が進んだ。臨教審答申の3本柱(個性重視、生涯学習体系への移行、国際化情報化等の社会の変化への対応)に基づいて、80年代半ばから具体的に展開される教育改革の原型を71年の中教審答申に見ることもできる。

教育行政をめぐる改革動向(1)



(Ⅱ-10)

戦前と戦後の教育行政の比較

10

戦前と戦後の教育行政の理念から担い手に至るまでを対比させて図示している。
 ①戦前は教育立法が天皇・枢密院の教育意思を直接反映させる勅令主義であったが、戦後は憲法・教育基本法の定めにより教育行政を運営する法律主義になった。
 ②戦前は教育を国の事務とし、学校の監督や人事管理を国が担い、施設整備や給与負担は地方が担う仕組みであったが、戦後は地方分権の原則に基づき、地方自治体が教育事務の所掌主体となり、国は指導助言機能を担うこととなった。
 ③戦前は視学制度を機軸とした文部大臣(視学官)－地方長官(府県視学・郡視学)－市町村長(学務委員)－校長・教師という上下関係であったが、戦後は原則として文部大臣と地方の教育委員会とは法的に対等であるとの原則がとられるようになった。(『要説教育制度(新訂版)』p.174より)

教育行政をめぐる改革動向(1)



(II-11)

教委法と地教行法の原理比較

11

1948年教育委員会法においては民主化原理、地方分権原理、自主性原理の三つの原理に基づいていたが、地教行法による改変を経て、近年の地方分権政策に基づく法改正に至っている。地教行法により教育委員会法の立法趣旨から乖離しただけでなく、教育委員会の活性化が課題として残されることとなった。1999年の地方分権一括法により、教育長の任命承認制度の廃止や機関委任事務の廃止等地方分権化とともに総合行政の中に教育行政を改めて位置づけることが求められることとなった。

アメリカの教育委員会制度に倣って創設された公選制教育委員会制度は、結果的に政党間の勢力争いの体を取る形になり、「逆コース」と呼ばれた戦後の民主化・地方分権化路線から大きく政策の流れが変わる方向性とも相まって、任命制に取って代わられることとなる。

教育行政をめぐる改革動向(2)

- 1993年 経済改革研究会「規制緩和に関する中間報告(平岩レポート)」
(医療・福祉、雇用・労働、教育の分野は自己責任を原則とし、政府規制は最小限に)
衆・参両院で「地方分権の推進に関する決議」
- 1994年 「今後における規制緩和の推進について」閣議決定
- 1995年 幼稚園設置基準の大綱化
地方分権推進法施行
- 1996年 経営者団体連合会「創造的な人材育成に向けた規制緩和の推進」
地方分権推進委員会第一次勧告「分権型社会の創造」
- 1997年 自治省に地方分権推進本部設置
文部省通知「通学区域の弾力化について」
教育改革プログラム
教育改革関連四法成立(大学教員の選択的任期制導入等)

(II-12)

(1)

12

現代福祉国家においては、国による積極的給付的教育行政が要請され、中央教育行政の役割が強化されるとともに、国の教育財政負担も増大する。このことにより、教育行財政制度は多くの側面での改革を求められた。それらの中には、①行政参加制度、②教育計画の導入、③教育研究体制の整備などが含まれる。一方、現代福祉国家は納税額と福祉等の給付とが反比例するという課題を抱えるがこの課題は経済活動の活性化に必ずしもつながらない。80年代の先進諸国の教育を含む社会改革は、規制緩和を特徴とした。これらの国は国の事業を民間委託したり、国営産業を民営化するなど「小さな政府」をめざし、競争原理に基づく経済活動の活性化を図った。規制緩和と政策の中での教育行政は、事前規制型の行政から事後チェック型の行政にその役割を転換することが求められており、どのように

して公共性を保持するかが重要な課題となる。限られた教育資源で有効な教育事業を行うために、福祉国家型の教育行政が教育計画を導入したのに対して、規制緩和型の教育行政では、教育計画よりも費用対効果(Value for Money)の最大化のために積極的に民間の活力を導入し、競争的に教育資源を有効活用することが目指された。『要説教育制度』2003年、学陽書房、p.188)

教育行政をめぐる改革動向(2)

- 1998年 学校教育法一部改正(中高一貫教育の選択的導入)
中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」
- 1999年 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律成立
- 2000年 学校教育法施行規則改正
(学校評議員、校長・教頭の任用資格、職員会議の位置づけ等)
- 2001年 21世紀教育新生プラン(レインボー・プラン)
教育改革関連六法成立
(教育委員会会議の原則公開、不適格教員への適切な対応、飛び入学等)

(Ⅱ-13)

(2)

13

1999年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(略称:地方分権一括法)によって、教育行政に留まらず、日本の475の法律が地方分権を遂行するために改正された。教育関係では21の法律と政令が改正されることとなった。これらの他に、2000年の学校教育法施行規則改正により、学校評議員制度の導入、校長・教頭の任用資格の緩和、職員会議の位置づけの明確化などが図られている。次のスライドに示す教育改革プログラムをベースとして、2001年には「21世紀教育新生プラン(通称:レインボー・プラン)」が策定され、何度かの改定を経て、今日に引き続く教育改革の基本方針となっている。

教育行政をめぐる改革動向(2)

- 公立小・中学校の通学区域の弾力化
- 盲・聾・養護学校における訪問教育の充実
- 教科書検定の透明化と採択の改善
- 大学・大学院入学資格の弾力化
- 3年以上4年未満の在学で学部を卒業できる措置

(Ⅱ-14)

教育改革プログラムと規制緩和(1)

14

教育改革プログラムは、橋本内閣の6つの構造改革の一つに挙げられ、1997年1月に発表された後、数回の改訂を経て1999年9月に「教育立国を目指して」という副題がついて確定した。プログラムに示された改革項目はその後着実に具体的な制度となっている。

教育行政をめぐる改革動向(2)

- 学位授与機構における単位累積加算制度
- 大学教員の選択的任期制
- 高等学校における学校外の体験的活動の単位認定
- 学校外の学習成果を評価する仕組みの拡充

(Ⅱ-15)

教育改革プログラムと規制緩和 (2)

15

教育改革プログラムは、橋本内閣の6つの構造改革の一つに挙げられ、1997年1月に発表された後、数回の改訂を経て1999年9月に「教育立国を目指して」という副題がついて確定した。プログラムに示された改革項目はその後着実に具体的な制度となっている。

教育行政をめぐる改革動向(2)

21世紀教育新生プラン～レインボープラン～7つの重点戦略

- ①わかる授業で基礎学力の向上を図ります
- ②多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます
- ③楽しく安心できる学習環境を整備します
- ④父母や地域に信頼される学校づくりを行います
- ⑤教える「プロ」としての教師を育成します
- ⑥世界水準の大学づくりを推進します
- ⑦新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基盤を整備します

(Ⅱ-16)

16

7つの重点戦略の現時点での進捗状況や教育政策全体の中での位置などに触れる。・公立小・中学校等において基本的教科の20人授業などの少人数指導が実施できるよう教職員定数を改善。・国が定める学級編制の標準(40人)を下回る特例的基準を都道府県教育委員会の判断で設定。⇒わかる授業で基礎学力の向上。・「子どもゆめ基金」を創設し、青少年団体の行う①子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動等の体験活動、②読書会等の子どもの読書活動等への助成を実施。⇒地域での様々な子どもの体験活動や読書活動等の促進。・教育委員の構成の多様化と保護者登用の推進。・教育委員会の会議の原則公開。・教職員人事に関する校長の意向の一層の反映。⇒教育委員会の活性化。・指導が不適切な教員を教員以外の他の職に異動。⇒指導の不適

切な教員へのより適切な対応、など

→詳しくは、http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/main_b2.htm または

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/p5.htm

教育行政をめぐる改革動向(2)



(Ⅱ-17)

2004年2月 17

現職教員に対する英語研修（茨城県水戸市幼・小・中学校英語教育特区にそなえて）

教育委員会

■教育委員会とは？

- 都道府県および市町村におかれる行政委員会
- 教育・学術・文化に関する行政を担当
- 合議制の執行機関

■教育委員会設置の理念

- 教育行政のレイマンコントロール
- 一般行政からの独立
- 地方分権

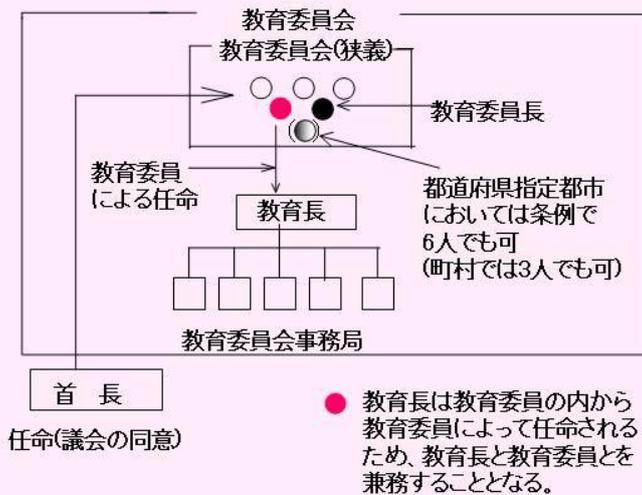
(Ⅱ-18)

18

教育委員会制度は第2次世界大戦後、アメリカの教育行政制度を参考として作られたものであるが、日本の実態に合わせたものにするため、アメリカのそれと同一ではない。ただし、ここに挙げる定義や理念は、アメリカの教育委員会制度を色濃く反映したものとなっている。

ここで挙げた理念のうち、一般行政からの独立については、教育委員会に独自の予算編成権限がないことから、首長との連携の必要性が指摘され、首長の教育行政への関心も高まっている。また、「地方分権」については、近年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、ようやく各地で特色のある取り組みが見られるようになってきている。

教育委員会



(II-19)

合議制の執行機関

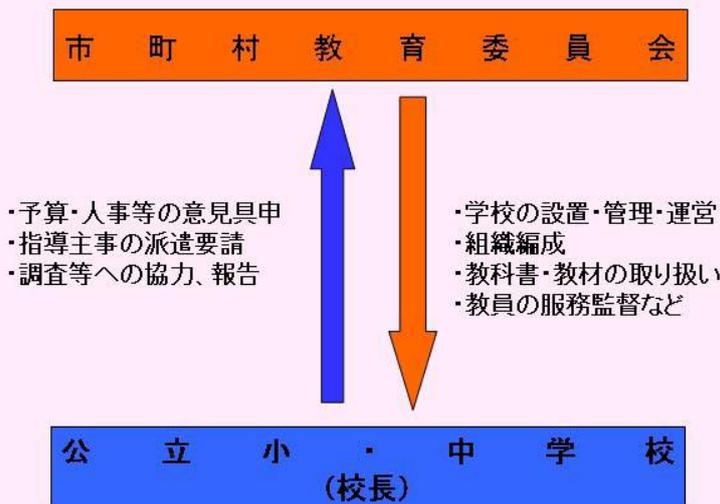
19

ることがある。

教育委員会は、通常 5 人の委員で構成される合議体である。教育委員会は、教育・学術・文化行政の管理執行に関して大所・高所から方針を決定する権能を有するが、これに対し、その方針を具体的に執行するのが教育行政の専門家である教育長の責務である。教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言することとなっている。教育委員会には、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、事務局が置かれる。事務局には、指導主事、事務職員、技術職員などの職員が置かれている。

この図では、6 人目の委員 (○) が括弧付きになっているが、これは「6 人で構成することもできる」ことを示している。上記解説にある事務局は、図示するとすれば、教育長の下に記述されるもので、この事務局まで含め、広義での教育委員会と呼ばれ

教育委員会



(II-20)

教育委員会と学校の関係

20

長の職務→VI-15)

この図は、教育委員会が担当する教育・学術・文化に関する行政のうち、学校に関する作用を図示したものである。公立の小中学校の設置者である市町村教育委員会と学校の関係であることに注意が必要。よって、都道府県教育委員会との関係や私立学校との関係は割愛している。また、上下向きの矢印に図示した事項は、両者の役割のうち、主な事項を挙げたものであり、両者の関係のすべてを図示したのではない。

従来、教育委員会と学校との関係において対立・統制の関係が濃厚であったが、近年の教育行政改革により、連携・協働の関係を構築する方向へ移行しつつある。従来は見られなかった校長裁量による予算執行など新たに校長に権限を委譲する自治体が登場し、校長が強い権限をもった学校に基礎をおいた学校経営が進みつつある。(校

教育委員会



(Ⅱ-21)

教育委員会会議

2004年2月

21

日についての協議。

教委の意思決定は原則としてすべて、この会議を通じて行われる。会議は、教育委員会を代表する教育委員長（写真中央）が召集し、主宰する。会議の開催および採決には、委員長および在任委員の半数以上の出席を必要とする。そして、議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決定にゆだねられる。また、議事の公正をはかるために委員およびその配偶者等の一身上に関する事件または委員およびその配偶者等の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その委員は、会議から除斥することが規定されている。この写真では、傍聴者（写真左側の数名）がいるが、会議は原則公開されている。

この日の議事は、1. 市有形文化財の指定決議、2. 来年度の市の教育行政方針についての協議、3. 市立学校の休業

文部科学省

■地方分権一括法による文科省関連の改正点

1) 事務区分の明確化

2) 規制ランクの緩和

3) 権限の下部委譲

(Ⅱ-22)

22

1999年地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）を受けて、特に地方との役割の見直しで課題となった点に焦点づけて説明。1999年に公布された地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（略称：地方分権一括法）により、23省に渡り計475本の法律が改正された。文部省関連の改正では、20の法律と1つの政令が改正された。それらの要点を整理すると以下になる。

1) 事務区分の明確化

学校教育法第106条を削除して「監督庁」を明確化。その他、ここには私立学校振興助成法第17条において法定受託事務が明確化されたことも含まれる。

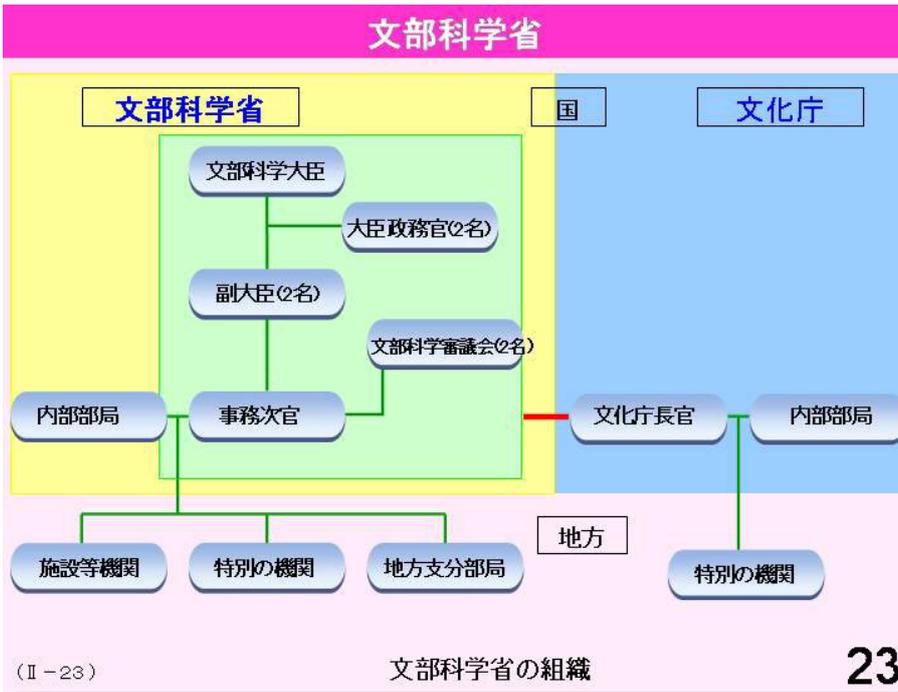
2) 規制ランクの緩和

例えば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第4項中「一般的指示を行う」との規定を「技術的な基準を設ける」に、第48条第1項中「行うも

のとする」を「行うことができる」に、あるいは公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条の「認可」を「協議と同意」に改められている。

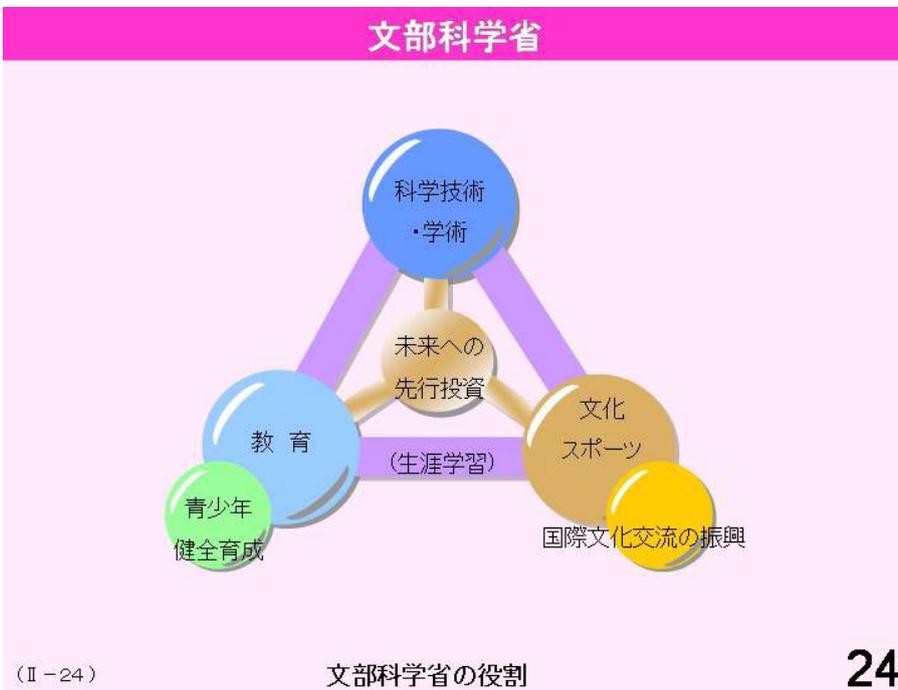
3) 権限の下部委譲

例えば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長の任命承認制を廃止したり、第58条第1項で県教委による指定都市教委への「委任」を廃止し、第61条第1項で中等教育学校に関する権限の「委任」を廃止するなどの規定が盛り込まれた。



国の教育行政機関は、内閣および文部科学省。国の行政権は内閣に属し、内閣総理大臣は行政各部を指揮監督する。内閣に直属して政策を立案し実施する省庁の中で主に教育行政を担当するのが文部科学省である。文部科学省は、2001年の中央省庁再編により文部省と科学技術庁が統合したものであり、その役割も政策官庁としての機能が強化された。文科省には中央教育審議会、教科用図書検定調査審議会等の審議会が置かれ、文科大臣の諮問に基づいて審議を行い、答申を行う。(『要説教育制度(新訂版)』p.176参照)

図は http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/index.htm より



国の教育行政機関は、内閣および文部科学省。国の行政権は内閣に属し、内閣総理大臣は行政各部を指揮監督する。内閣に直属して政策を立案し実施する省庁の中で主に教育行政を担当するのが文部科学省である。文部科学省は、2001年の中央省庁再編により文部省と科学技術庁が統合したものであり、その役割も政策官庁としての機能が強化された。文科省には中央教育審議会、教科用図書検定調査審議会等の審議会が置かれ、文科大臣の諮問に基づいて審議を行い、答申を行う。(『要説教育制度(新訂版)』p.176参照)

図は http://www.mext.go.jp/b_menu/soshiki2/index.htm より

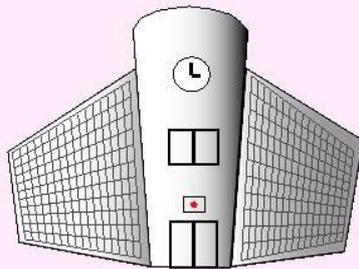
■文部科学省の役割

- 全国レベルでの教育制度の基本枠組みの制定
- 全国的な基準の設定
- 地方における教育条件整備の支援
- 事業の適正な実施のための支援措置等

(Ⅱ-25)

25

地方分権一括法は、1998年の中教審答申「今後の地方分権の在り方について」の答申内容を基本的に実現する法律となっており、そこでは、教育行政における国の役割を大幅に地方に委譲し、基本的な枠組みと基準設定が文科省の役割であるとされることとなった。



(改築中)

(Ⅱ-26)

26

中央教育審議会は2000年以降、以下の分科会によって構成されている。①教育制度分科会、②生涯学習分科会、③初等中等教育分科会、④大学分科会、⑤スポーツ・青少年分科会。2003年中に以下の課題について答申が出されている。①大学設置基準等の改正。②新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方。③初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策。④新たな留学生政策の展開。

文部科学省の指導行政

■指導行政の内容

- 都道府県や市町村に対する法令の解釈や国の制度・施策の趣旨の伝達
- 教育内容・方法に関する専門的・技術的な事項の解説・説明
- 教育行政の執行や学校の管理運営の適正の確保に関する要請等

(II-27)

27

指導行政とは、指導、助言、援助による法的拘束力を伴わない非権力的な行政行為をいう。教育基本法第10条に示されているように、教育行政は教育の諸条件の整備確立をその任務としており、また近年各教育委員会や学校の自主性、自律性を尊重し、教育活動が専門性を活かして自由かつ創造的に展開されるよう、教育行政が非権力的に作用することが望まれている。(『要説教育制度(新訂版)』p.180参照)

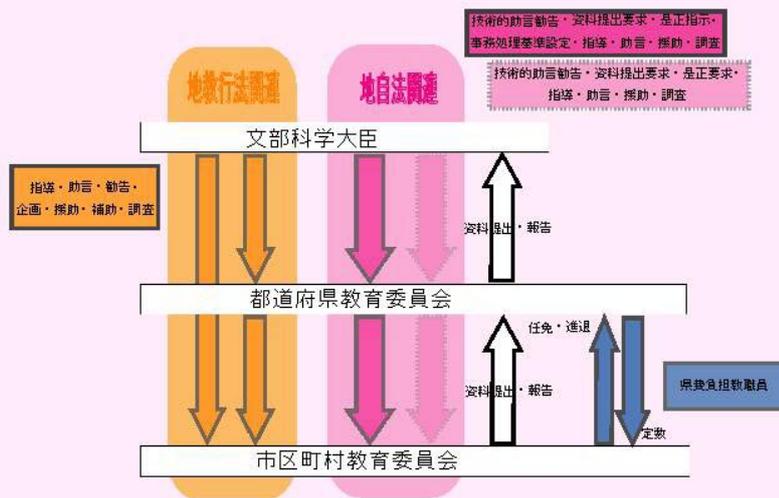
また近年では、地方の主体性を尊重した指導助言規定の見直しが行われている。

*都道府県及び市町村等の判断を過度に制約することのないようにすること

*情報の収集・提供などの支援的な機能を重視していくこと

*教育基本法や学校教育法等の法令に違背する教育行政の執行や学校の管理運営の是正に重点を置いて行われること

文部科学省の指導行政



(II-28)

文部科学省と教育委員会の関係

28

地方分権一括法(1999)に基づいて改正された地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が文部科学省と教育委員会との関係を規定している。地方自治法の規定によれば、文科大臣は教育委員会の自治事務に対しては、技術的助言勧告、資料提出要求、是正要求、指導、助言、援助、調整の権限を有する。第一号法定受託事務(都道府県に対して受託する事務)については、是正要求が是正指示となるほか事務処理基準設定の権限を有する。地教行法関係では、文科大臣は教育委員会に対して指導、助言、勧告、企画、援助、補助、調査の権限を有する。

→『教育小六法』教育行政作用図の当該部分を転用(平成15年版p.1048) Wordファイル「教育行政作用図 CRICED用」

文部科学省の指導行政

	教育委員会数	指導主事・充て指導主事を置く教育委員会		社会教育主事・派遣社会教育主事を置く教育委員会数	
		配置率(%)	配置教委当たり平均人数(人)	配置率(%)	配置教委当たり平均人数(人)
総数	3,406	32.6%	4.1	71.3%	1.7
50万人以上	27	100.0%	28.5	81.5%	4.4
10万人以上50万人未満	228	99.0%	11.6	77.1%	2.4
1.5万人以上10万人未満	1,010	63.1%	2.6	74.6%	1.7
1.5万人未満	1,964	15.5%	1.4	74.6%	1.6
全部教育事務組合	1	100.0%	1.0	100.0%	1.0
一部教育事務組合	177	4.0%	3.3	9.6%	1.2
共同設置教育委員会	7	71.4%	3.0	100.0%	2.9
広域連合教育委員会	2				
(参考)平成11年度総数	3,418	31.5%	4.1	76.1	1.8

平成13年度

(Ⅱ-29)

指導主事の配置状況

29

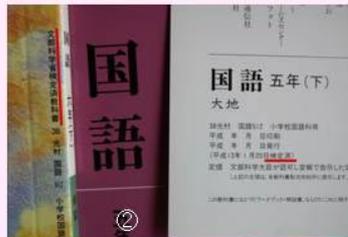
「指導主事制度は戦後の教育行政改革における指揮監督的な教育行政から指導助言的教育行政への転換を象徴する制度である。この制度の趣旨は高度の専門的知識と経験に裏付けられた建設的な指導と助言によって学校を支援することにある。戦前の視学に代わり教育委員会に置かれる指導主事はその中心的役割を担い、教育課程や学習指導などについて校長や教師に専門的指導を行っている（『要説教育制度（新訂版）』p.180）。」市町村に置かれる指導主事には、市町村が独自に配置するものと、都道府県教育委員会から派遣されるものがある。しかし、全国に市町村教育委員会は約3200あるが、指導主事が配置されている市町村は約3分の1にすぎない。

→表は http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/005/gai0002.htm より

文部科学省の指導行政



2004年11月



(Ⅱ-30)

指導主事の職務については地方教育行政の組織および運営に関する法律第19条に以下のように規定されている。

●指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

●指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について強要と経験があるものでなければならない。指導主事は大学以外の公立学校の教育をもって充てることができる。

① 県の行う研修（教員研修→Ⅷ-15～22、Ⅷ-29～31）

② 教科書検定（→Ⅱ-63）

③ 学習指導要領（→Ⅳ-13～16）

30

教育財政と負担構造

■教育財政の負担構造の変化

- 受益者負担から公費負担へ
- 公費負担が設置者負担主義から国庫補助・負担(国庫支出)へ
- 国庫支出が補助金制度から財政調整制度へ

■財政調整制度

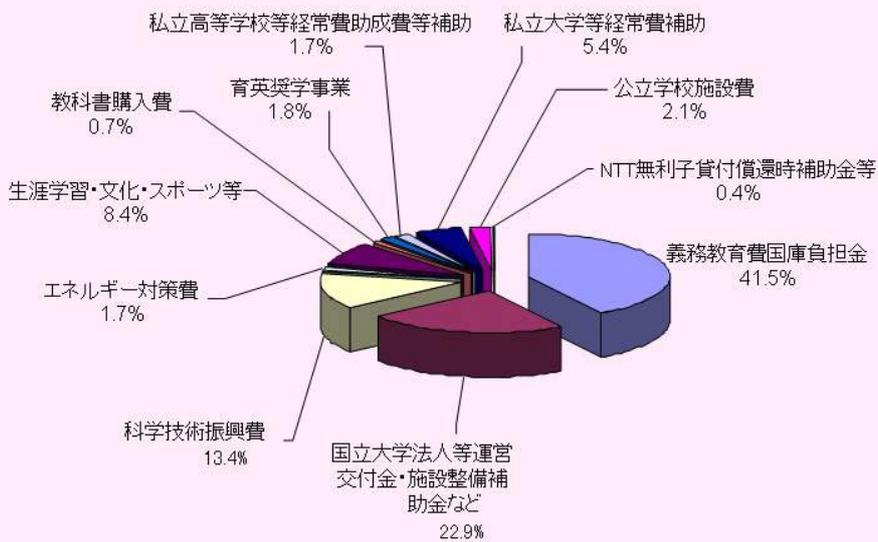
- 垂直的調整制度としての国庫負担金・補助金制度
- 水平的調整制度としての地方交付税制度

(II-31)

31

設置者負担主義＝国、都道府県、学校法人がそれぞれ設置する学校の経費を自己負担する原則。しかし、様々な財政格差が実態としてあるため、教育財源の保障を目的とした学校経費負担の特例が多数設けられている。

教育財政と負担構造



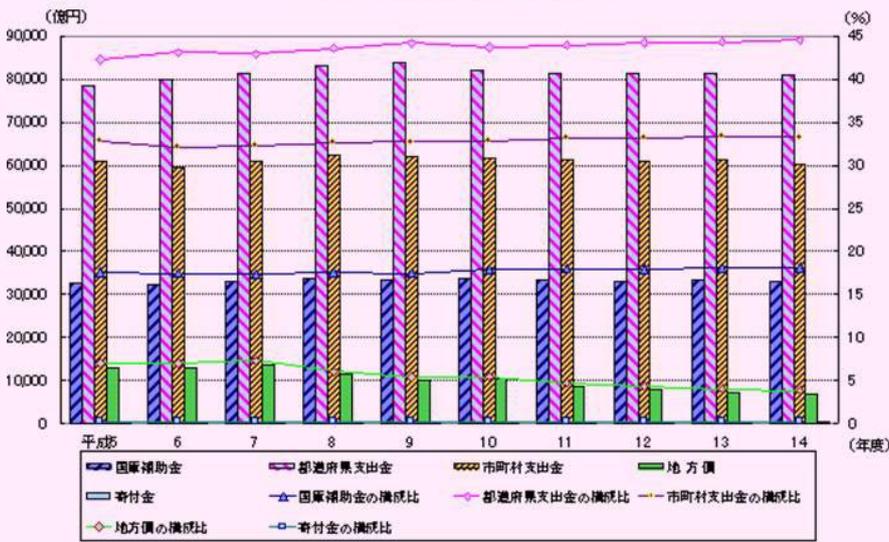
(II-32)

文部科学省予算

32

格差是正のため、①垂直的調整制度としての国庫負担金・補助金制度、②水平的調整制度としての地方交付税制度が実施されてきた。また、国公立と私立との格差に対して私学助成制度が拡充されている。
→ グラフは http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/01/030115b.pdf

教育財政と負担構造



(Ⅱ-33)

財源別地方教育費の推移

33

公立小学校・中学校については、施設・設備の整備費の3分の1から2分の1が国庫により負担され、義務教育の教職員の給与等については2分の1が国庫によって負担されている。
→『要説教育制度（新訂版）』p.185（これに合わせて最新のデータで作成）

教育財政と負担構造



(Ⅱ-34)

2004年4月

34

小学校の入学式で校長から新入児童に教科書が渡される。

法律に定める学校

■学校教育法第1条に定める学校

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・高等専門学校
- ・大学
- ・盲学校
- ・聾学校
- ・養護学校

■専修学校・各種学校

■他の法令に特別に規定のあるもの

(Ⅱ-35)

35

「法律に定める学校」の法原理として、教育の機会均等、公共性、中立性、無償性等を挙げることができる。例えば、公共性の観点から法律に定める学校の教員は教員免許を有し、教育課程は原則として学習指導要領に基づくことが求められる。中立性に関しては、私立学校では特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育とその他政治的活動をしてはならないと教育基本法で定められ、政治的中立性が求められる。

法律に定める学校

- 大学・高専・専修学校(高等課程・専門課程)での学習を高等学校の単位として認定可

(学校教育法施行規則第63条の四)

- 専修学校専門課程への入学に関し、高校卒業者と専修学校高等課程修了者は同格

(学校教育法施行規則第77条の五)

- 専修学校専門課程修了者の大学・短大専攻科への編入学

(学校教育法82条の十、学校教育法施行規則第70、72条の五)

- 専修学校以外の教育施設等における学修を専修学校の授業科目の履修とみなす

(専修学校設置基準第10条)

その他:大学院における個別の資格審査により専修学校卒業後の実務経験を換算して大学院受験が可能

(学校教育法施行規則第70条)

(Ⅱ-36)

「法律に定める学校」と専修学校との関係の弾力化

36

1976年に創設された専修学校は、学校教育法第1条に定められた学校ではないが、近年施行規則や設置基準の改正により、高等専修学校と高等学校、専門学校と大学や短期大学との単位互換等の弾力化が図られるようになっている。(専修学校→I-37~40)

法律に定める学校

小学校

小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。(第17条)

小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。(第18条)

中学校

中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。(第35条)

中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。(第36条)

高等学校

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(第41条)

高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。(第42条)

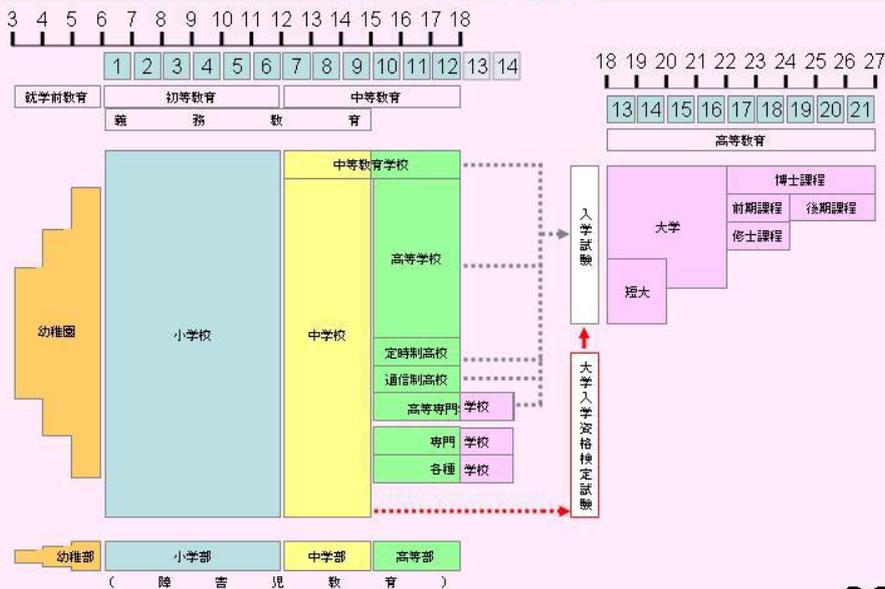
(Ⅱ-37)

学校教育法に示された学校の目的・目標

37

初等・中等学校はそれぞれ各段階毎の目的とそれを実現するための目標が学校教育法によって規定されている。小学校の教育目的を実現するための目標に沿って各教科と道徳、特別活動といった教育領域が設定される。

法律に定める学校



(Ⅱ-38)

38

第二次大戦後の教育改革によって改めて単線型学校体系として出発した日本の学校体系は、その後高等専門学校や専修学校、中等教育学校などさまざまな制度が付加されることにより、複線化してきているように見えるが、袋小路にならないような弾力化が同時に図られるようになっている。

学校の設置・管理

■学校の設置者

- 国
- 地方公共団体
- 法律に定める法人

■学校種ごとの設置基準制定年

- 高等学校設置基準 = 1947年
- 幼稚園設置基準 = 1956年
- 大学設置基準 = 1956年
- 高等専門学校設置基準 = 1961年
- 大学院設置基準 = 1974年
- 短期大学設置基準 = 1975年
- 専修学校設置基準 = 1976年

- 小学校、中学校設置基準 = 2002年

学校教育法第2条により、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。」ただし、幼稚園と盲・聾・養護学校については当分の間学校法人であることを要しないとされている。学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じて文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従って設置しなければならない。小学校・中学校の設置基準は2002年まで作られていなかった。これは小学校の99%、中学校でも94%が公立学校であり、学校教育法施行規則や他の法律等で設置基準に相当する規定が整備されていたためである。しかし、私立学校の設置促進を図る観点から2002年に設置基準が定められることとなった。

(II-39)

39

学校の設置・管理

設置基準に含まれる項目

- ◇自己点検・自己評価及び結果の公表
- ◇学級の編成
- ◇教諭等
- ◇施設及び設備等の一般的基準
- ◇校舎及び運動場の面積等
- ◇備えるべき施設
- ◇校具及び教具
- ◇他の学校等の施設及び設備の使用

校舎の面積	
児童数	面積(平方メートル)
1人以上40人以下	500
41人以上480人以下	$500+5 \times (\text{児童数}-40)$
481人以上	$2700+3 \times (\text{児童数}-480)$

運動場の面積	
児童数	面積(平方メートル)
1人以上240人以下	2400
241人以上720人以下	$2400+10 \times (\text{児童数}-240)$
721人以上	7200

解説なし

(II-40)

40

学校の設置・管理

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編成する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	16人 (第1学年の児童を含む場合には8人)
	学校教育法75条に規定する特殊学級	8人
中学校 (中等教育学校の前期課程を含む)	同学年の生徒で編成する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法75条に規定する特殊学級	8人

学級編制の弾力化の例としては、例えば小学校1年生について、学年3学級以上で1学級の平均児童数が35人を越える学校について35人以下で編成する、あるいは児童数が概ね100人を超える学校できめ細かな指導が必要な場合35人以下で編成するなどがある。

(II-41)

学級編制の弾力化

41

学校の設置・管理



2006年5月



2005年4月

少子化の影響により、空き教室が存在する学校が多くなっている。そうした余裕教室を児童用の食堂として衣替えしたり、地域の人々や保護者が活用できるようにするなどの工夫がなされている。

①リラックスルーム<カウンセリングルーム、中学校> 2005年5月

②余裕教室の活用(児童クラブ、小学校) 2005年4月

(II-42)

42

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準

①教育財政・施設関係法令・基準

- 学校設置基準
- 義務教育諸学校施設費国庫負担法
(教室の種類、適正な学校規模と条件)

②その他の告示、指針、審議会報告等

- 学校施設指導要領(1967)
- 学校施設設計指針(1974)

(Ⅱ-43)

43

- へき地教育振興法 (へき地学校の必要面積)
- 公立養護学校整備特別措置法 (公立養護学校の施設の基準)
- 学校給食法、学校給食実施基準 (義務教育諸学校の学校給食用施設及び設備の基準)

②その他の告示、指針、審議会報告等

- 学校施設の文化的環境づくりについて (1982)
- 教育方法等の多様化に対応する学校施設の在り方について (1988)
- 文教施設のインテリジェント化について (1990)
- 学校施設の複合化について (1991)
- 学校施設整備指針 (1992)

2002年に小・中学校設置基準が公布されるまで、ここに示す様々な法律や基準が小学校と中学校の施設・設備等の基準となっており、設置基準が制定されて後も機能している。近年は、児童生徒の増加に対応する施設整備の時代から文化的環境の整備や児童生徒の個性や教育方法の多様化に対応する施設整備に重点が置かれてきている。また、児童生徒数の減少や学校施設の地域への開放施策に対応して施設の複合化や再活用が課題となっている。(平原春好『教育行政学』、1993年、東京大学出版、p.227)

その他の法令

①教育財政・施設関係法令・基準

- 公立学校施設災害復旧費、国庫負担法 (施設の基準面積)
- 理科教育振興法 (理科教育設備の基準)

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準

■適切な学校環境に関する法令基準

●社会的条件について

- ・工業地域、旅館・ホテル街にないこと
- ・大気汚染、騒音、振動被害など公害のないこと

●自然的条件について

- ・校地の高さ
- ・児童の通学距離
(義務教育諸学校施設費国庫負担施行令第3条、小学校は4キロメートル以内が適正)

(Ⅱ-44)

44

等に関する法律)

学校をとりまく自然的・物的・人的環境をあわせて学校環境という。学校環境には学校内の施設・設備、学級・学校規模、学校建築、地域社会の自然社会環境、さらに通学区域や通学路などきわめて多様な側面に関わる問題が含まれる。(『要説教育制度(新訂版)』、2003年、学術図書、p.76)

*社会的条件

・大気汚染、騒音、振動被害など公害のないこと

関係する法令

(公害防止事業費事業者負担法、公害の防止に関する事業

に係る国の財政上の特別措置に関する法律、公共用飛行

場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する

法律、防衛施設周辺の生活環境の整備

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準

島根県の場合

学級数	1	2	3~5	6~9	10	11~	計	平均	
小学校	平成10年度	×	7	92	125	55	10	297	7.8
	平成11年度	1	5	96	125	56	10	296	7.7
	平成12年度	×	×	96	125	54	11	295	7.7
中学校	平成10年度	×	×	49	26	36	4	115	8.2
	平成11年度	×	×	22	29	38	4	114	8.1
	平成12年度	×	×	48	29	30	6	114	8

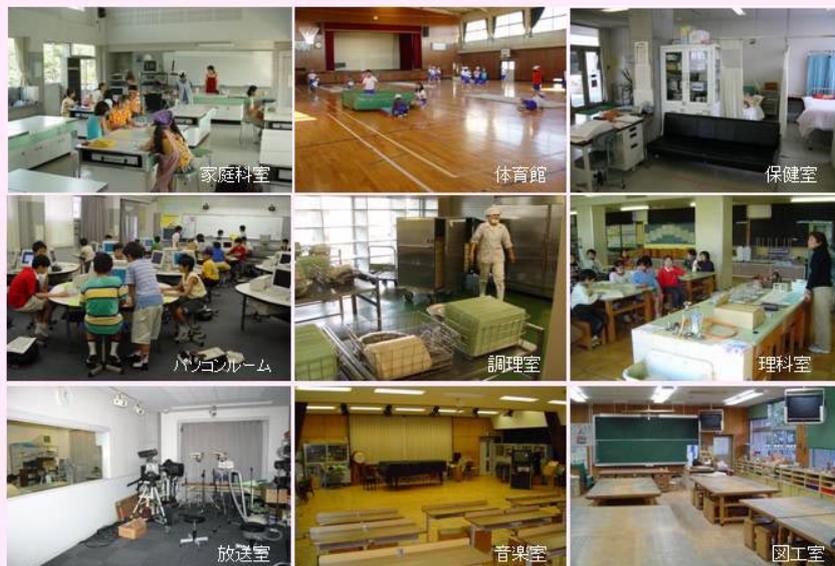
標準規模の学校とは、小学校・中学校とも12学級から18学級とされているが、全国的に見ると、学年1学級の小規模学校が多いことがわかる。ドーナツ化現象による大都市中心部の学校統廃合の問題は20年以上前から課題とされてきたが、近年では通学区域の自由化による学校選択の結果小規模学校となる学校の存続をめぐる問題などがある。（『要説教育制度（新訂版）』、2002年、学術図書、p.76）
→ 表は <http://www.pref.shimane.jp/section/kyousou/kekagaiyou/gaiyou02.html> より

(II-45)

標準学級規模と学校規模(学校規模別学校数)

45

学校施設・設備の基準と学級規模等の基準



IT化に対応した学校づくり、地域に開かれた学校施設など教育課題に対応した学校施設の改善が図られている。

(II-46)

小学校の設備

46

就学と不登校

■保護者が就学させる義務

- 就学すべき学校の指定
- 就学義務、猶予
- 就学の奨励・援助

■不登校への取り組み

- スクールカウンセラーの配置
- 心の教室相談員の配置
- 適応指導教室
- 民間のフリースクール

(Ⅱ-47)

47

保護者はその保護する子女を6歳から15歳まで就学させる義務がある。しかし、学校には在籍させているが様々な理由により不登校になっている子どもたちが増えている。そうした不登校の子どもたちに対する取り組みが政策の重点課題となっている。構造改革特別区域法により、学校教育法の特例として、学校設置会社による学校その他、不登校児童等を対象として特定非営利活動法人による学校設置が認められることとなった。(不登校→V-20~24)

就学と不登校

区分	小学校		中学校		計	
	不登校数	全生徒に占める不登校児童の割合(%)	不登校数	全生徒に占める不登校児童の割合(%)	不登校数	全生徒に占める不登校児童の割合(%)
8年度	19,498	0.24	74,853	1.65	94,351	0.75
9年度	20,765	0.26	84,701	1.89	105,466	0.85
10年度	26,017	0.34	101,675	2.32	127,692	1.06
11年度	26,047	0.35	104,180	2.45	130,227	1.11
12年度	26,373	0.36	107,913	2.63	134,286	1.17
13年度	26,503	0.36	112,193	2.81	138,696	1.23

平成13年度

(Ⅱ-48)

不登校の実態

48

病気等の理由による欠席ではなく、学校に行けない、行きたくないといった「不登校」を理由に年間30日以上学校を欠席した児童・生徒数は増え続けている。1999年の数字では、小学校で288人に1人、中学校で41人に1人が不登校とされている。(不登校の理由→V-22・23)

→表は http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/08/020820c.htm より

就学と不登校

区分	機関数	指導員数						
		常勤		非常勤		計		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
都道府県が設置	10年度	34	72	43.9	92	56.1	164	100
	11年度	28	76	50.7	74	49.3	150	100
市町村が設置	10年度	770	516	21	1,817	79	2,333	100
	11年度	855	568	21.5	2,079	78.5	2,647	100
計	10年度	804	588	23.5	1,909	76.5	2,497	100
	11年度	883	644	23	2,153	77	2,797	100

平成11年度

(Ⅱ-49)

「適応指導教室」の数及び指導員数

49

教育委員会では、子どもたちの心の居場所を保障すると共に一人ひとりの気持ちを大切にしながら自主活動や学習活動・集団活動・カウンセリング等を通して集団(学校)への復帰に向けての支援を行っている。本人・保護者の教室見学・面接の後、テスト通級を行い、通級の意志確認ののち学校との相談により決定するなどの方法がとられている。(不登校の対応策→V-34・37)

→ 表は http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/12/12/001219j.htm より

「適応指導教室」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、

集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室(→V-30)のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

就学と不登校



(2004年2月)

(Ⅱ-50)

適応指導教室

50

適応指導教室のほか、民間のフリースクール(→V-25)、フリースペースなどと呼ばれている不登校の子どもたちに学習の場を提供する施設がある。適切であると判断されれば、これらの教室や施設に通うことによって学校への就学と見なすこともできるようになっている。(2004年2月)(不登校の対応策→V-26~30)

学校の自己評価、第三者評価

■自己評価等

「小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。」

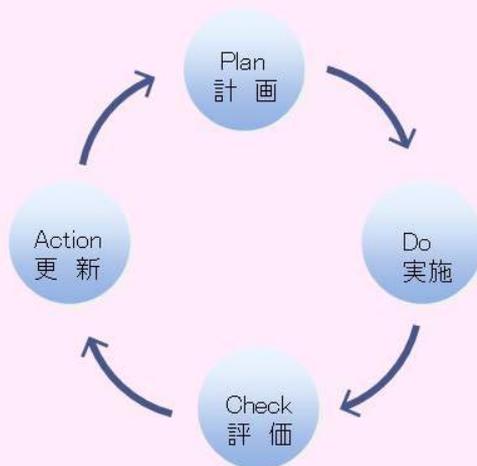
(小学校設置基準第2条)

2002年に定められた小学校・中学校の設置基準で学校の自己点検・自己評価が努力義務とされ、併せて高等学校や専修学校など他の教育段階の学校設置基準にも同様の努力義務規定が追加された。

(Ⅱ-51)

51

学校の自己評価、第三者評価



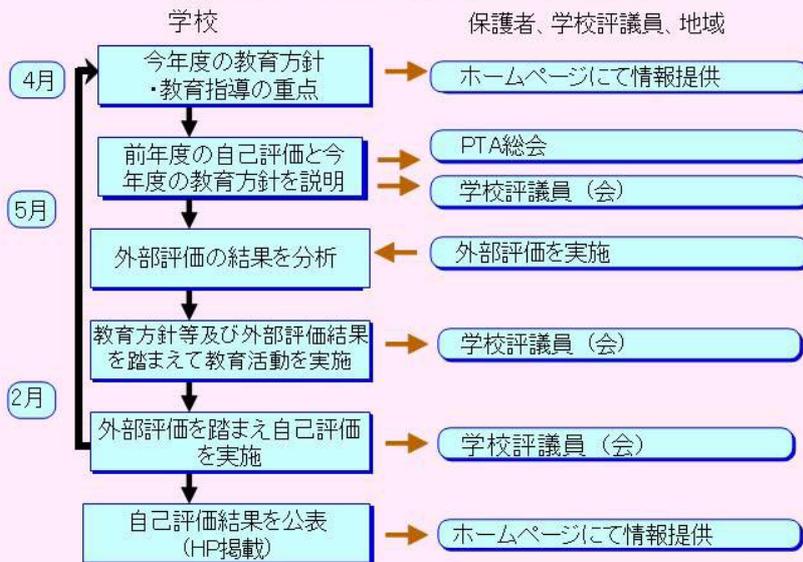
マネジメント手法から発想された「目標による管理」をベースに学校評価をとらえるのが一般的になっている。具体的にはPlan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（更新）のサイクルに基づいて学校評価が行われることが多い。

(Ⅱ-52)

自己評価の枠組み

52

学校の自己評価、第三者評価



(Ⅱ-53)

自己評価の実例

53

最も重要なことは、評価の段階で何まで達成されたのかを評価できるように、目標設定(計画)の段階で数値目標や行動目標をどのように設定するかであるが、学校教育には必ずしも数値等では示すことのでない領域や成果が少なくなく、また成果が単年度で示されない場合も多いため、検討すべき課題は少なくない。

学校の自己評価、第三者評価



(Ⅱ-54)

学校外部評価委員会

2003年11月

54

外部評価は、まだ法令で義務となっているものではないが、自己点検・自己評価の妥当性を確かめるために外部評価を実施する学校も増えてきている。しかし、まだ保護者に対してアンケート調査を行い、参考にするとといった取り組みが多い。一部では、教育学の研究者などを委員に加えることにより第三者性を持たせた外部評価の取り組みも見られる。

教育情報の公開・開示

■保護者等への情報提供

「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。」
(小学校設置基準第3条)

■教育情報の公開・開示に関する条例

- 自己情報の開示請求権、自己情報の訂正請求権、不服申し立て権

(神奈川県個人情報保護条例)

(Ⅱ-55)

55

小学校・中学校設置基準では、学校の自己点検・自己評価とともに学校の情報を積極的に公開することを求める規定が設けられた。各自治体で定められている情報公開条例または個人情報保護条例により公開または開示される情報として、どこまで教育に関する個人情報を含むかについては、議論の分かれるところであったが、近年指導要録など本人への開示対象とされてこなかった情報についても開示を求める訴訟や請求が認められる事例が増えてきている。一方で、記載内容の形骸化が進んでいると指摘されている。

教育情報の公開・開示

■非開示情報の例

高槻市個人情報保護条例 第13条第2項 実施機関は、次のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

- (1)法令又は条例の規定により開示することができないもの
- (2)個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3)開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの
- (4)公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの

(Ⅱ-56)

56

*原告(情報開示請求者)の主張 ①憲法第13条がプライバシー権を保護していることは判例も認めている。この権利には自己情報コントロール権が含まれる。生徒が自分の内申書を見る権利も導き出せる。②教育情報を生徒自身が見る権利は、憲法第26条の教育を受ける権利でも保障されている。③内申書を本人が見て、ただちに教師と生徒の信頼関係が損なわれるなどの弊害が直ちに生じるとはいえない。だから、内申書は条例が例外的に非開示を認める文書には含まれず、非開示は違法。
*被告(市教委)の主張 ①自己情報コントロール権は実定法で定められた権利ではない。本件のような個人情報の開示請求権は、条例で創設された権利である。②内申書を本人に開示すれば内容の公正さを守ることができなくなるなどの弊害が生じ

る。内申書は、条例が非開示と定める文書には含まれるから、開示拒否決定は違法ではない。

教育情報の公開・開示

請求者	請求時期	制度	実施期間の決定	審査会答申	実施機関の最終決定	その他
本人〇%	入試前〇%	公文書公開	全部開示	全部開示	非公開 (非開示)	提訴
父親〇%	入試後〇%	条例〇%	部分開示	処分妥当	公開(開示)	救済申立
母親〇%		個人情報保護 条例〇%	全部非開示	棄却		

小学校6年間の指導要録の開示を求めた訴訟(原告は23歳の女性)で最高裁第三小法廷が2003年11月に成績評価などについて開示を認める判決を言い渡した。最高裁が指導要録の本人開示について判断した初の判決。「よい面、悪い面をありのままに記載した部分は、開示すると児童・生徒と教師の信頼関係を損なう可能性があるが、主観的要素が入る余地の少ない部分は非開示とすべきでない。」
<http://www.asyura2.com/0311/nihon10/msg/699.html>
 → 表は www.psn.ne.jp/~jhc-cebc/s-zyouhou/naishin.htm より

(Ⅱ-57)

公開、開示の例

57

学校評議員制度

■学校評議員の設置

- 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるることができる。
- 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

学校評議員制度は「これからの学校が、より自主性・自律性を持って、校長のリーダーシップのもと組織的、機動的に運営され、幼児児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを展開できるよう」「地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置づけるもの」(文部事務次官通知、2000年1月21日)とされ、父母・住民の学校運営に対する意向を反映させるとともに、学校としての説明責任を果たしていくことが求められている。

(Ⅱ-58)

58

学校評議員制度

全 学 校 数	学校評議員		学校評議員類似制度				学校評議員・類 似制度設置済			
	学校評議員設 置済(A)		学校評議員設 置検討中		類似制度設置 済(B)		類似制度設置 検討中		(A)+(B)	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
23,260	9,706	41.7%	6,382	27.4%	1,959	8.4%	1,022	4.4%	11,665	50.2%

(平成15年1月)

2002年8月現在で、公立小学校の50.2%に設置され、設置検討中は31.8%であるが、都道府県によってかなりばらつきがある。

→表は http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/01/030112.htm より

(学校評議員の設置状況→Ⅶ-49)

(Ⅱ-59) 公立学校における学校評議員及び類似制度の設置状況

59

学校評議員制度



学校評議員の属性を見ると、保護者が18.2%と最も多く、自治会関係者、社会教育団体関係者がそれぞれ15.2%、学識経験者が10.6%、企業関係者が6.3%、同窓会関係者が5.2%となっている。

(Ⅱ-60)

学校評議員の職業

60

学校評議員制度



(Ⅱ-61)

(2005年2月)

61

左から、教務主任(→Ⅵ-21)、副校長、校長(→Ⅵ-12～15)、学校評議員3名。

教科書・補助教材

■義務教育諸学校教科用図書検定基準(1999年1月)

■確かな学力の向上のための2002年アピール「学びのすすめ」 (2002年1月)

■教科用図書検定調査審議会「教科書制度の改善について」 (検討のまとめ) (2002年7月)

■義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用 図書検定基準の一部改正 (2002年8月)

(Ⅱ-62)

62

2002年「アピール」による「確かな学力」を保障するために、学習指導要領を「最低基準」ととらえ、教科書で「発展的な内容」を盛り込むことを認め、義務教育諸学校教科用図書検定基準が改正された。具体的には以下の通り。

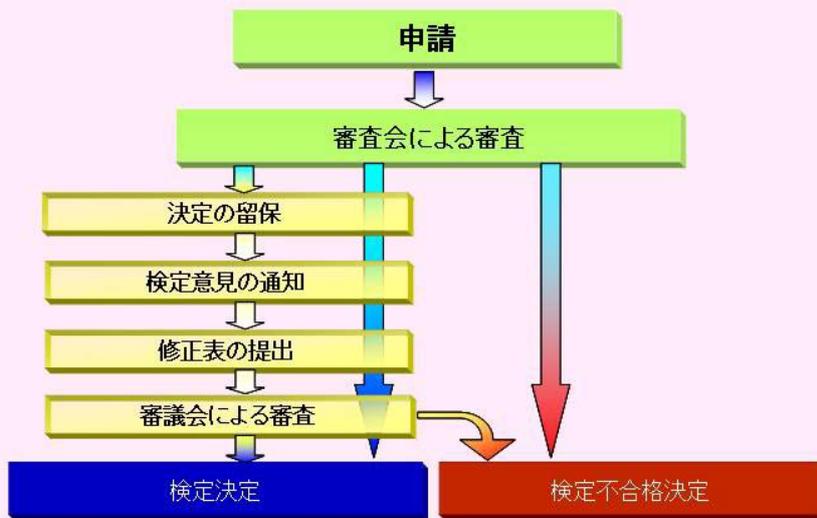
(1) 小・中学校学習指導要領に示す目標に従い、内容及び内容の取り扱いに示す事項を不足なく取り上げていること。

(2) 教科用図書の内容には、学習指導要領に示す目標、内容及び内容の取り扱いに照らして、不必要なものは取り上げていないこと。ただし、本文以外の図書の内容において、学習指導要領に示す内容及び内容の取り扱いに示す事項との適切な関連の下、目標や内容の趣旨を逸脱せず、児童又は生徒の過重負担とならない範囲で、学習指導要領に示していない内容を取り上げることができること。

(3) 図書の内容は、その学年の児童又は生徒の心身の発達段階に適切しており、その能力からみて程度が高すぎるどころ

又は低すぎることはないこと。

教科書・補助教材



(Ⅱ-63)

教科用図書と教科書の審査

63

好他著『現代教育法概説』2001年、学陽書房、p.101)

教科書検定とは、申請のあった図書が教科用として適切であるかどうかを判定し、適切なものを教科書として使用できるようにすることをいう。手続きは次のように進められる。

1. 著作者又は発行者が図書の検定を文部科学大臣に申請、
2. 大臣は審議会の審査を受けて検定決定又は検定審査不合格の決定を行い申請者に通知、
3. 決定が留保された場合は、検定意見の通知、修正表の提出を受け、審議会による審査を経て検定決定又は不合格決定が行われる。大臣が検定審査不合格の決定を行うときは、不合格理由を事前に通知し、反論を聴取する。検定意見の通知を受け20日以内に意見申立書が提出された場合、これを相当と認めるときは大臣は当該検定意見を取り消すものとする。(平原春

教科書・補助教材

学校教育法 第21条

- 第1項 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならない。
- 第2項 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

著作権法 第35条

学校その他の複合機関における複製

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(Ⅱ-64)

教科書の使用義務と補助教材の使用

64

学校教育法第21条1項 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

学校教育法第107条 高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級においては、当分の間、第21条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第21条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

教科書・補助教材



(Ⅱ-65)

教科書と補助教材

65

児童・生徒の懲戒

■学校教育法第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

■学校教育法施行規則(抜粋)

「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ず等教育上必要な配慮をしなければならない。」

■退学処分の事由

- 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 正当の理由がなくて出席常でない者
- 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

(Ⅱ-66)

66

懲戒のうち退学・停学・訓告の3種類については校長がこれを行う。これらは一般に処分行為としての懲戒といわれる。懲戒にはこれらの他に叱責、起立、罰当番などの事実行為としての懲戒があり、これらは教員も当たることができる。「体罰」には、いわゆるなぐる・けるといった身体に対する侵害に留まらず、特定の姿勢を長時間保持させるなどの被罰者に肉体的苦痛を与えるような行為も含まれる。また、同じ時間立たせるにしても、教室内と炎天下では苦痛の程度が異なるように、児童・生徒の年齢、健康、場所的及び時間的環境等の条件を考慮合わせて肉体的苦痛の有無が判断されなければならない。放課後教室に残すことは懲戒として認められるが、用便のために室外に出ることを許さなかったり、食事時間を過ぎて長く留め置くなどは体罰に該当するとみなされている。

児童・生徒の懲戒

	公立小・中学校等	国立私立小・中学校	高等学校、大学等
退学	×	○	○
停学	×	×	○
訓告	○	○	○
法的な効果が伴わない懲戒	○	○	○

(Ⅱ-67)

退学と停学の適用・懲戒の限度

67

直接授業を担当しているか否かに関わりなく懲戒権の行使が及ぶものとされている。ただし、そのための前提として学校としての児童・生徒指導体制が確立しており、児童・生徒の正確や健康状態などについて教員の間に深い共通理解があることが重要である。退学と停学の処分には適用制限があり、退学は、公立学校に在籍する学齢児童に対してこれを行うことができず、停学は、学齢児童・生徒に対して行うことができない。

懲戒のうち退学・停学・訓告の3種類については校長がこれを行う。これらは一般に処分行為としての懲戒といわれる。懲戒にはこれらの他に叱責、起立、罰当番などの事実行為としての懲戒があり、これらは教員も当たることができる。また、学校単位で自主的に定める懲戒処分が見られる。例えば除籍、放校等は実質的に退学に準ずる懲戒処分とみなされるが、謹慎など生徒本人の同意の下で生徒指導上の措置として行われる場合、懲戒処分に当たらないとされることもある。「懲戒処分として行えば手続き保障その他の要件が必要であり、生活指導措置として行えば、本人の自由意志による承諾とそれを保障する手続きが必要になる」(坂本秀夫『生徒懲戒の研究』学陽書房、1983)との指摘がある。教員の懲戒権の及ぶ範囲は自分の勤務している学校の児童・生徒であり、基本的には

児童・生徒の懲戒

処分事由	懲戒処分		訓告等・諭旨免職を含めた総数	
	14年度	13年度	14年度	13年度
交通事故	619(5)	597(3)	2,052(168)	1,931(107)
争議行為	31(0)	20(0)	43(0)	32(0)
体罰	137(10)	125(3)	451(200)	424(194)
わいせつ行為等	148(35)	100(14)	175(165)	122(93)
公費の不正執行又は手当の不正受給	16(14)	19(20)	38(46)	39(37)
国旗掲揚国歌斉唱の取扱いに係るもの	26(0)	94(0)	44(5)	164(37)
その他	236(35)	138(29)	742(284)	1,272(454)
総計	1,213(99)	1,093(69)	3,545(868)	3,984(922)

平成14年度

※()内の数は監督責任によるもので外数。

(単位:人)

(Ⅱ-68)

体罰に係る懲戒処分等の数

68

の判例には体罰に厳しい判断を言い渡したものも見られる。

1991年に体罰を行ったことに対して懲戒処分を受けた教員数は監督者責任によるものを含めて196件であったが、2000年には428件と2倍強に増えている。

中学校の教員が生徒の頭部を手拳でたたいた行為に対して、「有形力の不法な行使として暴行罪が成立するような行為であっても、教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも認められてよい場合があると判示された事件。しかし、この判決は体罰を肯定しているものではない。本件判決以降

特別支援教育制度

1. 障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化
2. 特別支援教育の基本的な考え方
3. 個別の教育支援計画
4. LD、ADHD等の現状と対応
5. 認定就学

(Ⅱ-69)

69

社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の障害児教育をめぐる状況の変化を踏まえ、障害のある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学指導のあり方を見直すために学校教育法施行令が2002年に改正された。

特別支援教育制度

盲・聾・養護学校数の推移(単位:校)



盲・聾・養護学校の幼児児童生徒数の推移(単位:人)



(Ⅱ-70)

特別支援教育の現状 1

70

2001年5月現在、盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児・児童・生徒の総数は約19万9000人、このうち義務教育段階の児童生徒は約15万7000人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の約1.4%に当たる。近年、児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、より軽度の障害のある児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、社会のノーマライゼーションの進展などが進んでいる。(文部科学白書、2003、p.143) 通級による指導の実施状況を見ると、約3万人の通級指導を受けている児童生徒の内、言語障害の児童生徒が84%を占め、情緒障害が10%となっている。

特別支援教育制度



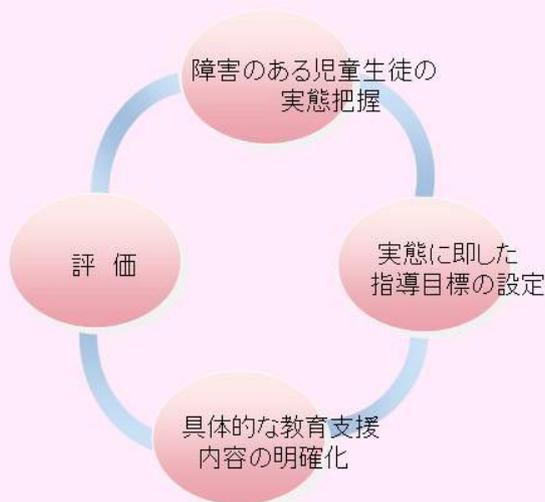
(Ⅱ-71)

特別支援教育の現状 2

71

2001年5月現在、盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児・児童・生徒の総数は約19万9000人、このうち義務教育段階の児童生徒は約15万7000人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の約1.4%に当たる。近年、児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、より軽度の障害のある児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、社会のノーマライゼーションの進展などが進んでいる。(文部科学白書、2003、p.143) 通級による指導の実施状況を見ると、約3万人の通級指導を受けている児童生徒の内、言語障害の児童生徒が84%を占め、情緒障害が10%となっている。

特別支援教育制度



(Ⅱ-72)

個別の教育支援計画

72

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。計画の作成を担当する機関を明らかにして以下の内容を盛り込んだ計画を作成・改訂を行う。

- ①特別な教育的ニーズの内容
- ②適切な教育的支援の目標と内容
- ③教育的支援を行う者、機関

特別支援教育制度



特別支援教室の授業風景。

(Ⅱ-73)

2002年 **73**

認定就学者制度

1. 制度の趣旨

社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すためのもの

2. 認定就学者とは

盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校に就学させるべき障害の程度(「就学基準」)の児童生徒について、市町村の教育委員会が障害の状態に照らして、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者

3. 認定就学者の認定に当たっての留意事項

- ・就学のための環境整備(障害に対応した学校の施設や設備、指導面で専門性の高い教員の配置)
- ・障害の種類、程度等により、安全上の配慮や障害に応じた適切な指導の必要があること(重複障害や日常的に医療的ケアを要する場合など)
- ・障害の種類、程度等に応じた適切な教育の内容及び方法についての専門家の意見や保護者の意見の聴取

4. 障害に対応できる教員や就学のための環境の整備

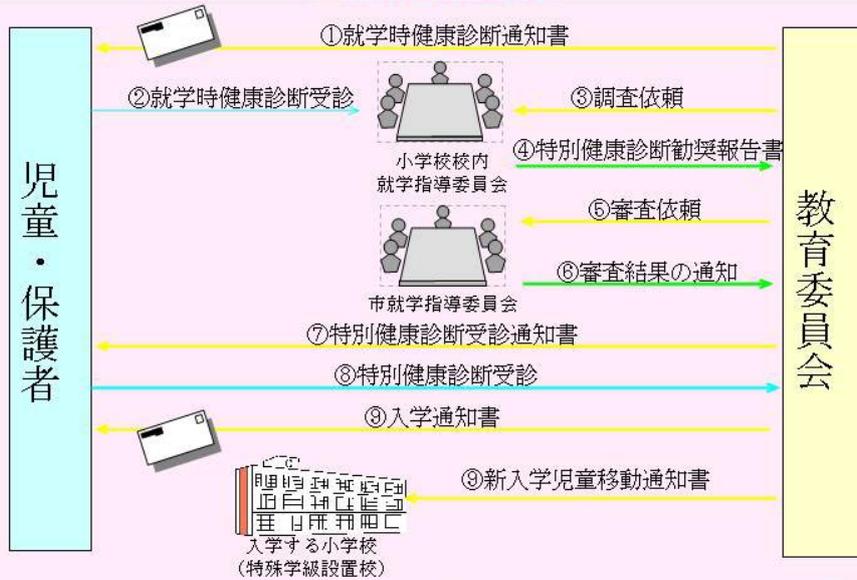
- ・相談支援体制の整備
- ・就学指導体制の整備

認定就学制度は、市町村の教育委員会が就学基準に該当する障害のある児童生徒を認定就学者として小学校又は中学校に就学させることができるものである。その際、指導面で専門性の高い教員が配置されていることなど就学のための環境が適切に整備されているかどうかなどに留意して判断することが求められる。

(Ⅱ-74)

74

認定就学者制度



(Ⅱ-75)

特殊学級への入学事務の流れ

75

就学指導をめぐって、普通学校を希望する保護者と特別なニーズに応じられる教育施設を勧める教育委員会の間で紛争が起きる事例もみられる。就学指導が円滑に行われるためには、教育委員会が、学校の校長等と連絡をとりながら保護者等と緊密に就学相談の機会を持ち、その意見を聞き、信頼関係をつくりながら保護者等の理解と協力を得て就学すべき学校の判断を行うことが重要である」(『要説教育制度(新訂版)』、2002年、学術図書、p.134)

認定就学者制度

- 本人の状態
 - ・日常の学校生活における自立の程度、意思の伝達
 - ・他の障害の有無、障害種
 - ・対人関係等行動上の問題
 - ・医療・健康上の配慮事項
 - ・各教科等の学習状況
 - ・学校行事等に参加する上での配慮
 - ・設置者の受け入れ体制
- 小・中学校の状況
 - ・専門性の高い教員の配置
 - ・校内の支援体制
 - ・施設設備
 - ・災害時の避難、緊急連絡体制
- その他
 - ・学校外からの支援、協力
 - ・教育の内容と方法についての保護者の意向

(Ⅱ-76)

認定就学者を判断するための調査事項の例

76

認定就学者制度



(Ⅱ-77) 普通学級の授業(写真と認定就学者制度は関係ありません)

77

盲・聾・養護学校及び幼・小・中・高等学校学習指導要領において、交流教育の充実を図ることが規定されている。2001年度からは盲・聾・養護学校の児童生徒が、地域の同世代の子どもや人々と交流し、様々な活動を通して、自立や社会参加を促進するための方策について、実践的な研究が行われている。(『文部科学白書』、2003年、p.144)

へき地教育

1. へき地教育振興法
2. へき地の等級
3. 特地勤務手当
4. へき地学校等のための
IT活用方法研究開発事業

へき地教育振興法の目的=教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ること。

(Ⅱ-78)

78

へき地教育

基準点数

+

付加点数

=

45～79 点	→	1級
80～119 点	→	2級
120～159 点	→	3級
160～199 点	→	4級
200 点以上	→	5級

算定点数の例

〈駅または停留所までの距離〉
(交通機関のない部分)

2～4km	→	4 点
4～6km	→	8 点
6～8km	→	12 点
8～10km	→	16 点
...		
36～40km	→	72 点
40km以上	→	80 点

算定要素

駅または停留所までの距離
病院までの距離
診療所までの距離
高等学校までの距離
郵便局までの距離
市町村教育委員会までの距離
市の中心地までの距離
県庁所在地(準ずる都市)までの距離

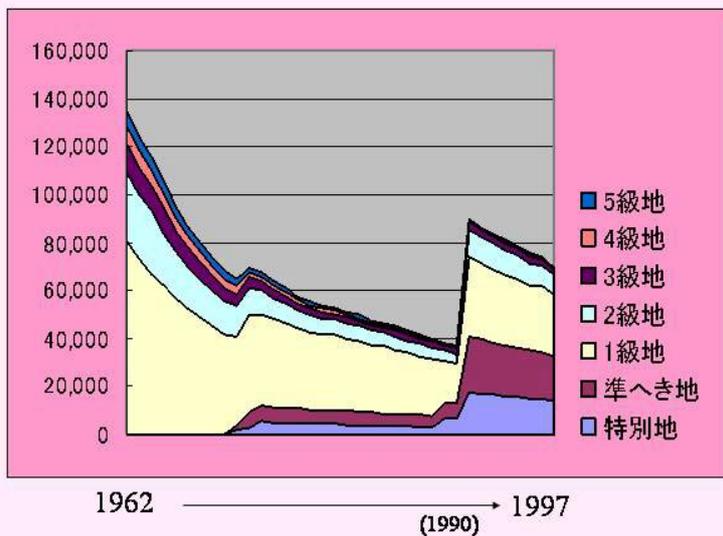
基準点数とは、当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、各要素ごとの該当点数を合計した点数をいう。付加点数とは、基準点数の算定方法によっては補そくし難い特別のへき地条件を測定するために、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で揚水施設や配水施設がないなどの条件に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときに付加される点数をいう。

(II-79)

へき地教育振興法施行規則による等級の算定方法

79

へき地教育



1990年度にへき地等指定基準の改定により指定学校数の増加を見たが、漸減傾向にある。しかし、北海道と鹿児島では指定学校の割合が小・中学校ともに4割を越えている。(『教育法規・重要用語300の基礎知識』、2000年、明治図書、p.102参照)
→ 図は <http://www.pref.niigata.jp/sec40/ja/tyouki/20zu.gif> より

(II-80)

へき地指定小学校児童数の推移(北海道の場合)

80

へき地教育



(Ⅱ-81)

81

へき地教育振興法の他、離島振興法、過疎地域活性化特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法などにもへき地の教育水準向上の役割を担う条項がある。地域の総合的な開発計画とともに教育振興が図られる必要があるとされている。(『教育法規・重要用語 300 の基礎知識』、2000年、明治図書、p.102 参照)

①へき地の小学校 2004年10月、②小学校のプールと体育館 2004年10月、③複式授業 2003年、④テレビによる3校合同授業 2年生、算数、2004年7月

中学校夜間学級(夜間中学)

1. 中学校夜間学級(夜間中学)とは

- 何らかの事情により義務教育を受けることができなかった人びとの教育保障の場として、夜間の学級を開設している中学校

2. 経緯と現状

- 第2次大戦後の混乱の中で生活のために働かなければならず、学校に行くことのできない子どもたちに学びの場を提供するために、1947年に大阪で夜間中学が設置されたのが始まり
- 在日韓国・朝鮮人、ベトナム難民、中国帰国子女、外国人労働者・子弟の教育保障、不登校生徒の増大への対応
- 公立の夜間中学は、千葉1校、東京8校、神奈川6校、京都1校、大阪11校、奈良3校、兵庫3校、広島2校の8都府県に35校(2002年4月現在)

3. 入学資格

(東京都の場合)

- 都内居住者、都内勤務者で中学校を卒業していない者
- 15歳以上
- 国籍は問わない

(Ⅱ-82)

82

第2次大戦後の混乱の中で生活のために働かなければならず、学校に行くことのできない子どもたちに学びの場を提供するために、1947年に大阪で夜間中学が設置されたのが始まりであった。全国各地に広がりを見せた。生徒の年齢は10代から80代まで幅広く、様々な事情によって中学校教育を受けられなかった人々や在日韓国・朝鮮人のほか、近年では中国からの引き揚げ者、難民、外国人が多くなっており、彼らにとっての重要な日本語学習の場となっている。

中学校夜間学級(夜間中学)

経緯

1947	大阪の市立中学で「夕間学級」開始。3年後閉鎖
1948	横浜の漁業組合で「舵っ子学級」開始。2年後市立中学夜間学級として
1949	神戸で夜間学級開始。不就学対策学級として認可。
1967	中学校卒業程度認定試験開始。
1971	文部省より財政補助開始。東京で「引揚帰国者のための日本語学級」
1981	東京の夜間中学で元不登校の若年生徒増加。国際難民条約批准。
1994	夜間中学に日系南米人生徒が急増。

夜間中学の生徒数の推移

年	学校数(校)	生徒数(人)
1951	47	2,195
1954	87	4,350
1955	84	5,280
1957	60	2,284
1968	21	416
1991	35	2,814
2001	35	3,125

(Ⅱ-83)

83

1955年には学校数84校、生徒数5000人を越えていた。その後、社会の安定化と夜間中学で学ぶ中学生を昼間に学習させるという国の方針などにより、1968年に400人あまりに減少するが、夜間中学の増設を求める運動によって2002年4月現在では全国に35校、3000人あまりが在学している。その間、1971年には文部省より財政補助が開始され、同年には東京で「引揚帰国者のための日本語学級」が開設された。1994年には、夜間中学に日系南米人生徒が急増する。一方、1980年代に入ると夜間中学で元不登校の若年生徒が増加する。

中学校夜間学級(夜間中学)



(Ⅱ-84)

(2005年 5月)

84

夜間中学在籍者の内訳を見ると、日本人は22.1%、在日韓国・朝鮮人26.7%、帰国者32.2%、難民1.5%、移民0.5%、その他の外国人16.7% (2002年9月現在)であるといわれる。(津花知子、「夜間中学で学ぶ好例帰国者の学習環境と学習支援について」(早稲田大学修士論文) <http://www/kikokusya-center.or.jp/resource/ronbun/kakuron/28/028all.pdf>)

①午後6時46分。手前は全日制の中学生。普通中学の中に夜間学級がおかれている。

②時間割、③給食、④午後8時30分 4限目、

⑤日本語 (Eクラス:普通学級 第1学年)

⑥数学 (Dクラス:日本語学級 第3学年)

⑦英語 (Dクラス:日本語学級 第3学年)

⑧美術 (美術室)、⑨夜間学級概要、⑩年間行事

中学校卒業程度認定試験(中検)

1. 趣旨

- 中学校を卒業しなかった人が後期中等教育の課程に入学する資格を認定する試験
- 高等学校入学資格について、中学校を卒業した者と同等以上の学力がある者として、病弱等により就学義務猶予免除を受けた者に対する制度

2. 受検資格をめぐって

- 就学義務がなく我が国の中学校等を卒業していない者で満15歳以上になるもの
(インターナショナルスクールや外国人学校の卒業者、在学者)
- 就学義務がある者で就学義務猶予免除を受けていない場合でも学齢を超過し就学義務を負わなくなったもの
(不登校等の様々な理由により就学義務猶予免除を受けずに義務教育を修了していない者で就学義務年齢を経過した者)

3. 試験科目等

- 中学校の国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の各教科

(Ⅱ-85)

85

中学校卒業程度認定試験は就学義務猶予・免除者について高等学校入学に当たり中学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験であり、1967年より実施されている。試験科目は中学校の国語、数学、社会、理科及び外国語である。試験科目の内、一部の科目について合格点を得た者は科目合格者とされ、次の年度からはその科目についての受験は免除される。

中学校卒業程度認定試験(中検)

中学校卒業程度認定試験の受検資格の弾力化

根拠法規

学校教育法施行規則
就学義務猶予免除者の
中学校卒業程度認定規則

- ・ インターナショナルスクールや外国人学校の卒業者、在学者
- ・ 不登校等の様々な理由により就学義務猶予免除(相当する事由があると文部大臣が認めたものを含む。)を受けずに義務教育を修了していない者で就学義務年齢を超過した者

対象

(ア)就学義務がなく我が国の中学校等を卒業していない者で満15歳以上になるもの
(イ)就学義務がある者で就学義務猶予免除を受けていない場合でも学齢を超過し就学義務を負わなくなったもの

1968年には戦争や貧困等で義務教育を受けられなかった人々や義務教育を修了できなかった人々も受験資格を与えられることとなった。1997年度からは不登校の子どもたちも受験できるようになり、更に1999年度からはインターナショナル・スクールや外国人学校の卒業者、在学者にも受験資格が認められることとなった。

(Ⅱ-86)

中学校卒業程度認定試験の受検資格の弾力化

86

中学校卒業程度認定試験(中検)

中学校卒業程度認定試験会場

- ① 県庁
- ② 県庁内の会議室



(2004年11月)

(Ⅱ-87)

試験会場(県庁ビル内の会議室)

87

